

WEG申請 ※入国時15歳未満が対象

Waiver of Exclusion Ground (WEG)

外国籍の**15歳未満の未成年者が単独または親(離婚している場合は親権者)の付き添い無しにフィリピンへ渡航する場合**に必要です。

Waiver of Exclusion Groundの申請は、**入港地(空港、港)のフィリピン入国管理局職員によって審査され、承認されます。**

未成年者の父母または親権者は、宣誓供述書をフィリピン大使館職員の面前で作成することができます。

宣誓供述書には、未成年者の渡航が、単独、もしくは委任された付添い人との渡航であることを述べ、フィリピン滞在中の宿泊先を記載してください。

未成年者の父母または親権者は、フィリピン大使館領事部の公証課窓口で次の書類をご提出下さい。

1. 父母または親権者の署名欄以外の項目を記入した扶養・保証に関する同意宣誓供述書

(Affidavit of Support and Guarantee with Consent to Travel for WEG) (2枚)

父母または親権者の署名欄は、大使館職員の面前で署名すること。父母または親権者が来館できない場合は、公証役場にて公証人の面前で署名すること

。

[Download ASGCT Form for WEG;](#)

2. 記入済みWEG申請用紙 (2枚) (父母または親権者が署名すること)

[Download WEG Application Form](#)

3. 子供の証明写真(パスポートサイズ: 4.5cm X 3.5cm) (2枚)

4. 子供の有効なパスポートのコピー(データページ2枚)

5. 同行者の有効なパスポートのコピー(データページ2枚)

6. 父母または親権者の有効なパスポートコピー(データページ2枚)【顔写真付きの公的身分証明書も可】

7. 子供の出生証明書(2枚) 下記のものをご提出すること

1. 日本国籍の子供の場合:

戸籍謄本の原本(1通)とWEG用戸籍謄本の英訳用紙(2枚)

英訳用紙は当館ウェブサイトよりダウンロードできます。

[Download Family Register Form for WEG](#)

2. 日本国籍以外の外国籍の子供の場合:

子供の出生した政府より発行された出生証明書(1通)

出生証明書が英語以外の言語で記載されている場合は、子どもの国籍の大使館で公証された英訳を添付すること。

3. フィリピンで出生した外国籍の子供の場合: フィリピン統計局(PSA)発行の出生証明書(原本1通とコピー1部)

4. 日本で出生し、両親のいずれかがフィリピン国籍の子供の場合(フィリピン大使館に出生届提出済み):

フィリピン統計局(PSA)またはフィリピン統計局(PSA)発行の出生届(Report of Birth)の提出

8. レターパックプラス(600円)

提出書類は全てA4サイズで提出すること

申請料

注意事項

1. WEGはフィリピン入国時に入国管理局の判断により許可されます。許可を受けた者は申請料を支払います。

2. 大使館または領事館が請求するは支払いは、扶養・保証の同意宣誓供述書の認証手続きのためであり、WEG申請料金ではありません。

3. WEG申請手続き、ならびに申請料の支払いは、フィリピン到着時に行います。

敦賀公証役場でのお手続き

12,500円

現地でのお支払い

3,120ペソ(8,200円程度)